

令和元年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|-----------|---------------------------|--------------|------|
| 議案第 5 5 号 | 令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第1号） | 可決 （全員一致） | 6月3日 |
| 議案第 5 6 号 | 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について | 可決 （全員一致） | |

審査の状況

① 令和元年 5月29日 （議案審査）

・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
 寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
 村松 あんな

② 令和元年 6月 3日 （議案審査）

・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
 寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
 村松 あんな

③ 令和元年 6月24日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
 寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
 村松 あんな

（◎は委員長、○は副委員長）

令和元年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第55号 令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）

議案の概要

補正後の令和元年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

793億3,214万8千円（8,785万2千円の減額）

歳出予算の主なもの

増額 財政事務事業

地域介護拠点整備補助事業

児童福祉総務事業

農業用施設改修事業

プレミアム付商品券事業

中学校施設整備事業

減額 国の補正予算により平成30年度3月補正予算に計上していた事業費のうち、令和元年度（平成31年度）当初予算にも計上していたものを減額するもの

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 情報通信技術利活用事業費補助金

プレミアム付商品券事業事務費補助金

県支出金 地域介護拠点整備補助事業費補助金

減額 国庫支出金 社会資本整備総合交付金

市債 市営住宅整備事業債

小学校施設整備事業債

繰越明許費

設定 中学校施設整備事業

債務負担行為補正

追加 バス路線試走運行補助金

増額 都市計画道路荒地西山線整備事業（小林工区）

地方債補正

増額 中学校施設整備事業債

減額 市営住宅整備事業債

小学校施設整備事業債

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修経費が計上されているが、6月補正のこのタイミングでシステム改修を行って、幼児教育・保育無償化に間に合うのか。

答1 システム改修経費については、平成30年10月時点で示された政府案の内容に基

づいて新年度予算を計上したが、今回、国から副食費について無償化対象外などの取り扱いが新たに示されたため、当初予算に計上できなかったシステム改修経費を計上した。幼児教育・保育の無償化については、政府案どおり本年10月実施に向け準備を進めている。

問2 業務改革支援手数料について、業務改革・RPAの共同研究を実施することのだが、対象業務の内容は。また、目標として計2,354時間要する作業を1,705時間に削減するとしているが、その算出根拠は。

答2 対象業務を15業務想定しているが、まずは、市税収納課の税データ消し込み事務、障害福祉課の障害福祉サービスに係る請求事務、財政課の予算査定の入力事務、給与労務課の出退勤時間等のデータを突合させる事務の4業務を進めていくこととしている。残りの業務についてはこれから具体的に決めていく。削減時間の算出については、現在4業務にかかる時間を把握し、RPAを適用することで削減可能な内容を勘案し、算出している。

問3 RPAは単純作業がメインになってくる。削減時間の1,705時間は1日8時間で計算すると1人分の年間業務量に匹敵する。仮に臨時職員で代替可能な業務であれば、削減できる人件費コストとしてはそれほど大きくない。今回は試験的な研究という趣旨のもとで、将来的に大幅な作業時間の削減を目指すものなのか。そうでなければ今回の補正予算でRPA化に1,595万円をかけて、臨時職員1人分の1年間の業務削減では費用対効果に合わないように感じるが。

答3 RPAという手法を導入し、働き方改革を実現しようと考えており、来年度以降、具体的に展開していくためのもの。ツールを導入することが目的ではなく、ツールを活用して職員みずから働き方を考え、働き方を変えることができることの実感をつくることを目的の研究と考えている。

問4 今回、財政調整基金3,500万円余のとりくずしを計上しているが、その理由は。

答4 西谷中学校校舎等改修工事について、平成31年4月16日付で国庫補助金交付の内示があり、校舎等改築工事費として国庫支出金と地方債を除く2,396万5千円の一般財源が必要となったこと、また、業務改革支援手数料として、情報通信技術利活用事業費補助金を除く1,328万4千円の一般財源が必要となったことが主な事由である。

問5 当初予算で財政調整基金が6億3,400万円取り崩されている。その直後の今回6月補正で3,500万円余を取り崩す。財政調整基金の残額はどうなるのか。通常、財政調整基金は標準財政規模の10%とされているが、本市は大丈夫なのか。

答5 6月補正予算を反映した財政調整基金の残額は46億4,009万8千円となる。標準

財政規模が平成 29 年度決算時点で約 437 億 2 千万円となっており、目標である標準財政規模の約 10%はクリアしている。

問 6 今後、災害等の非常事態が起これば、財政調整基金は標準財政規模の約 10%を割り込んでしまう。本市でも財政規律が必要ではないか。本市の考え方はどうか。

答 6 財政規律は財政の秩序を守るための目標指数である。本市でも将来を見据えた客観的なデータに基づいた、基金及び市債、投資的経費などの具体的な数値目標を立てるために、現在庁内で検討しているところである。

問 7 本市の財政状況を見ると、今回のとりくみで標準財政規模の 10%に近づく残高になる。財政調整基金を含め、特定目的のさまざまな基金の管理方針について、具体的な計画や方針を立てていくべきではないか。

答 7 財政規律については、できれば今年度中に決めていきたい。本来、基金はできるだけ取り崩さず、歳入の範囲内で歳出を組むことを原則にすべきである。財政調整基金については十分留意しなければならないが、昨年度のとりくみ分は決算上で全て解消する予定。今年度も決算段階で解消できるよう、取り組みたい。

問 8 バス路線試走運行補助金について、前事業者は乗車賃で賄っていたと聞いており、採算が合っていなかったのではないかとと思う。今回新たな事業者での採算性についてはどのように考えているのか。

答 8 基本的には地域と事業者がバス路線等を維持していく中で、必要に応じて市が可能な支援をしていくという地域になっている。まずは事業者の採算が問題となってくる。前事業者は、地域公共交通というバスを根づかせる期間として多額の運行経費をかけていたと聞いている。今回新たな事業者となり、改めて採算性を問い直していく必要があると考えている。前事業者は 4 ルートを設定し、2 種類の車両を使用していたが、今回の事業者は、試走運転では 1 ルートに限定し、ジャンボタクシーで開始し、のちの本格運行の際にも、マイクロバスほどの大きい車両は難しいかもしれないなどを検討しており、何とか採算を合わせていきたいと考えている。

問 9 生活保護適正実施推進事業において、レセプトデータ分析業務委託を 900 万円余計上しているが、どのくらいの効果を想定しているのか。

答 9 他市の同内容での実績では、医療扶助費の適正化によって月約 1 万円の医療費削減があり、例えば 100 人に支援を行えば、年間約 1,200 万円の改善があったと聞いている。本市ではどのくらいの人数が該当するか見極めが必要である。なお、医療費削減だけが目的ではなく、医療扶助費の適正化が目的であり、重症化の予防など、被保護者の健康管理の目的もある。

問 1 0 レセプトデータ分析業務委託について、重複受診や重複服薬は件数として出ても受診状況が適切か不適切かの判断は難しい。該当者に誰がどうやって指導していくのか。

答 1 0 重複受診や重複服薬についてはデータの的に抽出するが、ケースワーカーは医療的な知識がないため、本市の嘱託医と十分相談した上で指導を行っている。一概に機械的に指導しているものではない。

問 1 1 いじめ問題再調査委員会委員報酬として 300 万円余が計上されているが、算出根拠は。

答 1 1 いじめ問題再調査委員会を 7 月までに発足し、今回 7 月から 3 月までの各委員の報酬や活動に係る経費を計上している。委員長 1 名、委員 4 名、調査補助員 5 名の体制で調査を進め、月 2 回の会議及び月 3 回の調査補助員による活動を想定し、今年度の予算として算出している。具体的に調査がいつまで続くかについては、調査の進捗を委員と十分相談、確認しながら進めていく。

問 1 2 いじめ問題再調査委員会委員報酬について、費用的にも子どもたちへの影響を考えると、できるだけ 1 回目の調査委員会で十分な報告が出されたほうがよかった。再調査に至ってしまったことをどう捉えているのか。

答 1 2 遺族から再調査を要望されたことについては、真摯に受けとめており、現時点で 2 年半経過しても遺族や市民へ十分な説明ができていないことに重く責任を感じている。現在、再発防止に向けた体制づくり及び教職員研修、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、外部の専門性の導入を強化し、取り組んでいる。

問 1 3 今回再調査する市立中学校生徒転落事案は、2016 年に発生した事案であり、2019 年度になって、しかも補正予算で計上されてくることは問題ではないか。条例をつくったり、国の方針に沿ったり、CAP を行ったりすることも大事だと考えるが、それらは再調査が終わった後、今後同じような事案が起きないようにする次の段階だと思うが、どのように考えているのか。

答 1 3 第三者委員会である、いじめ防止対策委員会において、延べ 100 回程度は調査や審議をし献身的に対応していたものの、結果として答申の内容が遺族に受け入れられなかったのは残念であるが、遺族の意向を真摯に受けとめ、再調査するという判断となった。今後、できるだけ迅速に調査を終え、調査結果報告書も含め、公表すべきと考えている。

問 1 4 いじめ防止対策推進事業の「CAP」いじめ防止プログラムについて、優れたプログラムで、受講した子どもたちにとっては有効と十分に理解しているが、普及

しづらく、なかなか導入できない中で、代替手段としてさまざまなプログラムをされているところもある。全国的にいじめが社会問題として取り上げられている中で、CAPに重点的に力を入れていく必要性も理解しているが、どのような方針で、全校において実施することとしたのか。今後の展開について、どのように考えているのか。

答14 昨年度から、全校での実施を開始しており、受講した子どもたちやかかわった教職員の感想等を分析しており、それを何年間か蓄積した上で、さらによりよいものになるかについて考えていきたい。専門家の方に学校に入ってもらい、専門的なことに取り組んでもらうことは非常に重要と考えており、CAPの必要性を感じているので、今後も続けていきたい。あわせてCAP以外の有効な取り組みがあれば、他市の例を参考にしながら、いじめ防止に努めていきたい。

問15 校舎等改修工事費について、国の交付状況と夏休みに工事が可能かどうかによって、予算計上の時期が変わり、8校で今年度に工事を実施し、安倉小学校及び丸橋小学校、西谷中学校の3校は交付金の採択に合わせて予算化することのだが、状況はどうなっているのか。

答15 市は通常1月末に当初予算及び3月補正予算の締め切りがあるが、国は2月に補正予算、ゴールデンウィーク前頃に当初予算の締め切りがあり、国の補正予算の状況によって変わるため、市の予算計上時期が複雑となっている。安倉小学校及び丸橋小学校については、今後の国の補正予算の採択状況によって、予算化を目指していきたい。また、西谷中学校については、ゴールデンウィーク前に国から当初予算交付金の内示があったので、今回の補正予算で計上したが、夏休みに工事が困難で、来年度に繰り越して実施することとなった。

問16 今回の補正予算で市内の特定外ため池の調査を委託し、ため池マップを作成することのだが、ため池マップ作成の目的とは何か。

答16 昨年度大災害が多かったことから、万が一ため池の被害があった際に、今後国や県も支援するので、市もマップを作成して災害に備えるように要請されているため。

問17 消防団員退職報償金について、消防団員の人員が年々減少している傾向にあると感じるが、特に北部においては必要だと考える。人材確保の観点から、現在何らかの措置は講じているのか。

答17 消防団員の確保は、大変厳しい状況になっており、本市の団員定数200名に対し、本年度は181名でスタートしており、19名不足している。基本的には北部地域の方々の理解を得ながら、消防団員の確保に努めている。また、国は大規模災害時のみに対応する団員の確保も提唱されており、本市においても、機能別消防分団と

いうことで、災害時に企業の方にも支援してもらうような新たな取り組みも進めている。

問 18 プレミアム付商品券事業委託料から郵便料を組みかえたのはなぜか。

答 18 当初予算の計上時は、郵送事務も委託料に含み算定していたが、民間事業者では大量に一括して発送することはできるが、返送されてくるものを随時発送していくことは難しく、市が郵送手続を行うほうが効率的であり、経費も抑えられると判断したため。

問 19 文化芸術センター・庭園整備事業に対する寄附金が 1 千万円計上されている。当初、スタンドグラス設置を検討していたが、予算計上しなかった。なぜ今回寄附金をその費用に充当するのか。

答 19 当初は、建築物そのものがアートを感じさせることが大事だと考え、そのアイデアの一つとしてスタンドグラスの設置が検討されていたが、必要不可欠な備品購入を優先したため、設置を見送った。今回、スタンドグラスの設置に共感いただいた方から寄附の申し出があったため、その費用に充当して設置するもの。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和元年第3回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第56号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

【改正の主な内容】

（個人市民税）

- ・子どもの貧困に対応するため、一定の要件を満たす未婚のひとり親を非課税としようとするもの。
- ・消費税率引上げに伴う負担増に対応するため、住宅ローン控除の控除期間を延長しようとするもの。

（軽自動車税）

- ・消費税率引上げに伴い、環境性能割の税率の特例を設け、税率を軽減しようとするもの。
- ・種別割に係るグリーン化特例の見直しを行おうとするもの。

（法人市民税）

- ・資本金が1億円を超える大規模法人の法人市民税の確定申告等の提出について、災害などにより、電子申告が困難な場合に、書面で提出することができる特例を設けようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対する個人市民税の非課税措置について、他自治体についても一律であるのか、あるいは本市に限った措置であるのか。

答1 地方税法の改正に伴った市税条例の改正であるので、法律の改正がもとになっているため、全国一律となる。

問2 子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置について、影響額は約100人に対し、最大で572万円の減収とのことだが、非課税になることにより、幼稚園の就園奨励助成金、国民健康保険税、高額療養費等さまざまな制度に影響が出ると考えられるが、試算はしているのか。

答2 市全体の制度への影響については、把握できていない。

問3 住宅ローン控除の個人住民税及び軽自動車税の環境性能割の税率の特例措置による影響額について、おおよその算定額は。

答3 平成30年度、住民税から控除している金額は10年間で約2億円、1年当たり約2千万円となる。融資残高の約1%が減税され2千万円になるとすると、その1%が3分の2%になり、住宅ローン控除の個人住民税の影響額は1年当たり約1,400万円となる。一方、軽自動車税の環境性能割の税率の特例については、令和2年度燃費基準で税率1%がゼロに、2%が1%となるが、その比率を5対5と仮定すれば3分の1となり、年間で約1,400万円の減収と計算している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

